

第40回 全国身体障害者施設協議会研究大会

開催期日：平成28年7月21日（木）～7月22日（金）

会 場：名古屋国際会議場（名古屋市熱田区熱田西町1番1号）

参加申込・情報交換会・宿泊・昼食等ご案内

【業務取扱】

名鉄観光サービス株式会社西尾支店

ご挨拶

謹啓 皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび「第40回全国身体障害者施設協議会研究大会」が愛知県名古屋市にて開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

開催にあたり全国各地から大会にご参加いただく皆様方のご便宜を図り、より一層ご満足いただける大会になりますよう、当社名鉄観光サービス(株)西尾支店がご参加皆様方の大会参加申込・宿泊・情報交換会・昼食・視察旅行等のご案内をさせていただくことになりました。

社員一同すべての面において万全の準備をおこない、ご参加の皆様方に心からご満足いただけるよう、大会事務局および関係各方面とも協力し、一生懸命お世話をさせていただきます。

皆様方からの多くのお申し込みを心よりお待ちしております。

謹白

平成28年3月吉日

名鉄観光サービス株式会社
西尾支店 支店長
辻村 直哉

1 宿泊のご案内

今大会の開催にあたり、皆様方のご宿泊施設を下記の通りご用意しております。お申し込みの方は、巻末の申込書に申込記号にてご記入ください。

ご宿泊設定日：平成28年7月20日（前泊）、7月21日（当日泊）、7月22日（後泊）

ご宿泊条件：1泊朝食付 税金・サービス料込

■受付順にてご用意をいたします。

満室のためご希望に添えない場合がございます。恐れ入りますが、第2希望までご記入をお願いします。

■禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

■ホテル案内図はP9に記載しておりますので、併せてご確認ください。

地図記号	ホテル名	申込記号	客室タイプ	宿泊代金 (1泊朝食付き・税込)	交通案内
1	ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋	1-S	シングル(1名1室)	16,200	JR金山駅すぐ
		1-T	ツイン(2名1室)	15,120	
2	名鉄イン名古屋金山	2-S	シングル(1名1室)	8,000	JR金山駅徒歩4分
3	サイプレスガーデンホテル	3-S	シングル(1名1室)	10,260	JR金山駅徒歩1分
4	名古屋金山プラザホテル	4-S	シングル(1名1室)	7,000	JR金山駅徒歩7分
5	名古屋クラウンホテル	5-S	シングル(1名1室)	9,000	地下鉄伏見駅徒歩5分
		5-T	ツイン(2名1室)	8,000	
6	ウェスティンナゴヤキャッスル	6-S	シングル(1名1室)	13,500	地下鉄浅間町駅徒歩10分
		6-T	ツイン(2名1室)	13,500	
		6-D	ダブル(1名1室)	20,520	
7	名鉄グランドホテル	7-S	シングル(1名1室)	13,000	JR名古屋駅徒歩5分
		7-T	ツイン(2名1室)	11,000	
8	名鉄イン名古屋駅前	8-S	シングル(1名1室)	9,000	JR名古屋駅徒歩8分
9	名鉄イン名古屋桜通	9-S	シングル(1名1室)	9,800	JR名古屋駅徒歩4分
10	チサンイン名古屋	10-S	シングル(1名1室)	6,500	JR名古屋駅徒歩4分

地図記号	ホテル名	申込記号	客室タイプ	宿泊代金 (1泊朝食付き・税込)	交通案内
11	ホテルサンルートプラザ名古屋	11-S	シングル(1名1室)	9,500	JR名古屋駅徒歩5分
12	名古屋駅前モンブランホテル	12-S	シングル(1名1室)	8,640	JR名古屋駅徒歩2分
13	名古屋東急ホテル	13-S	シングル(1名1室)	14,040	地下鉄栄駅徒歩3分
14	東京第一ホテル錦	14-S	シングル(1名1室)	9,800	地下鉄栄駅徒歩2分
15	名鉄イン名古屋錦	15-S	シングル(1名1室)	8,000	地下鉄久屋大通駅徒歩3分
16	ホテルウイングインターナショナル 名古屋	16-S	シングル(1名1室)	8,000	地下鉄丸の内駅徒歩1分
17	ホテル名古屋ガーデンパレス	17-S	シングル(1名1室)	7,560	地下鉄栄駅徒歩5分
18	ホテルザ・ビー名古屋	18-S	シングル(1名1室)	8,500	地下鉄栄駅徒歩3分
19	ホテルルートイン名古屋栄	19-S	シングル(1名1室)	7,500	地下鉄栄駅徒歩8分
20	ホテルルートイン名古屋東別院	20-S	シングル(1名1室)	7,500	地下鉄上前津駅徒歩4分
21	ホテルルートイン名古屋今池駅前	21-S	シングル(1名1室)	7,500	地下鉄今池駅徒歩1分

2 情報交換会のご案内

- 開催日時: 7月21日(木)19時00分開会
- 開催場所: ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
※東海・北陸ブロックの参加者の方は、別フロア宴会場での開催となります。ご了承ください。
- 参加費: 1人様11,000円(料理、お飲物、消費税込)
- 定員: 600名(申込数が定員を超過する場合には先着順とします。)
- 大会当日の情報交換会への申込みはできませんので、参加ご希望の方は事前にお申し込み願います。
お申し込みの方は巻末の申込書(情報交換会欄)に○印をご記入ください。

3 昼食(弁当)のご案内

- 大会2日目[7月22日(金)]に会場にてお弁当をご用意いたします。
- 1,500円(税込) お弁当/お茶付
- 大会当日のお申し込みはできませんので、お申し込みをご希望の方は事前にお申し込み願います。
お申し込みの方は巻末の申込書(昼食弁当欄)に○印をご記入ください。

4 視察旅行のご案内(大会終了後)

- 参加申し込みされる場合は、巻末の申込書の「視察旅行」欄にお申し込みされるコースの「申込記号」をご記入ください。
- いずれのコースも定員は40名、最少催行人員は25名となります。申込人数が25名に満たない場合は、旅行催行を中止させていただく場合がございます。
- 交通事情その他の事情により行程が変更になる場合がございます。航空機、JR等交通機関への乗り継ぎには十分な余裕をお取りください。

Aコース『名古屋市内日帰りコース』

<申込記号A>

ご旅行代金: お1人様 9,000円

月日(曜)	行程	食事
7/23 (土)	名古屋駅==熱田神宮==名古屋城天守閣==徳川美術館==まんだら(昼食) 8:30発 9:00~9:40 10:05~11:10 11:20~12:20 12:30/13:30 ==名古屋駅==中部国際空港 13:50頃 14:40頃	昼

- バスガイド付き、添乗員は同行いたしません。

Bコース『鳥羽と伊勢神宮コース』

<申込記号B>

ご旅行代金: お1人様 29,000円(2名様1室の場合)

月日(曜)	行程	食事
7/22 (金)	名古屋国際会議場==伊勢志摩ロイヤルホテル(泊) 16:15発(予定) 19:00頃	夕
7/23 (土)	ホテル ==ミキモト真珠島==伊勢神宮内宮・おかげ横丁==名古屋駅==中部国際空港 9:00発 9:30~11:00 11:25~13:00 15:10頃 16:00頃	朝 昼

- 添乗員が同行いたします。
利用ホテル: 伊勢志摩ロイヤルホテル 3名様1室の場合: お1人様27,000円 4名様1室の場合: お1人様26,000円となります。

Cコース『長良川鵜飼鑑賞コース』

<申込記号C>

ご旅行代金: お1人様 32,000円(2名様1室の場合)

月日(曜)	行程	食事
7/22 (金)	名古屋国際会議場==岐阜グランドホテル(泊) 16:15発(予定) 17:30頃(18:00より鵜飼船乗)	夕
7/23 (土)	ホテル ==岐阜城<金華山ロープウェイ乗車にて>==名古屋駅==中部国際空港 8:50発 9:00~10:10 11:10頃 12:00頃	朝

- 添乗員が同行いたします。
利用ホテル: 長良川温泉 3名様1室の場合: お1人様31,000円 4名様1室の場合: お1人様30,000円
1日目の夕食は、鵜飼鑑賞をしながら船内でのご夕食となります。

5

お申し込み方法のご案内・お問い合わせ先

- FAXまたは郵送にてお申し込みの方は、巻末の申込書に必要事項をご記入のうえ「名鉄観光サービス(株)西尾支店」にお申し込みください。申込書をコピー等にて控えの保管を必ずお願いいたします。
- Webにてお申し込みの方は、URL(<https://www.mwt-mice.com/events/shinsyokyo40>)よりログインいただき、お申し込みください。お申し込み内容の確認通知メールを自動送信いたしますので、ご確認ください。
- 参加申し込み締切は**平成28年6月10日(金)**です。
- 申込書の受領日から3営業日以内(※)に受領したことをお知らせする案内をFAXにてお送りします。上記期日を過ぎても連絡がない場合は通信障害等により、受領できていない可能性がありますので、お手数ですが名鉄観光サービス(株)西尾支店までお問い合わせください。
※申込書を受領した日の翌々日(日曜日、祝日を除く)の営業終了時間までを指します(営業時間9:30~18:00)
- FAXでのお申し込みの場合は、送信確認をお願いします。(FAX機の送信記録にてご確認ください)

名鉄観光サービス株式会社 西尾支店

〒445-0851 愛知県西尾市住吉町4-18 名鉄西尾駅構内

総合旅行業務取扱管理者 辻村 直哉

TEL 0563-57-5158 FAX 0563-57-5150

【営業時間 9:30~18:00(月~土)日・祝日は休業】

担当者:白川、古橋、鈴木、太田

6

お申し込み後の変更・取消について

お申し込み後に変更・取消が生じた場合には、FAXにて、上記お問い合わせ先までお早めにご連絡ください。

お申し込み後お客様の都合によりお取り消しになる場合は、次の取消料が発生いたします。

	ご利用日 20~8日前	ご利用日 7~2日前	ご利用日前日	ご利用日当日	無連絡及び 当日12:00以降
大会参加費	7月7日(木)以降、大会参加費のご返金はできません				
宿泊	20%	30%	40%	50%	100%
情報交換会	20%	30%	40%	100%	—
昼食	20%	30%	40%	100%	—
視察旅行	20%	30%	40%	50%	100%

- 取消の基準日は、当社の営業日・営業時間内(月~土/9:30~18:00)のFAX通信を有効といたします。

Web申込のお客様も必ず、FAXにてご連絡ください。

- 取消後のご返金は、大会終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引のうえ、送金いたします。事務処理上の都合で多少日数がかかる場合がございます。なお、大会当日、会場にてご返金の申出がありましても、現金でのご返金はいたしかねますのでご了承ください。
- 大会参加費は、7月7日(木)以降は返金いたしません。全国身体障害者施設協議会事務局へ参加券を7月末までに郵送ください。資料を発送いたします。

7

その他のご案内

○募集型企画旅行

本大会の「宿泊プラン」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたします。

※契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。

名鉄観光サービスホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)⇒TOPページ右下⇒各種約款・条件書等について

⇒ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行の部)

○最少催行人員について・・・宿泊プランは1名様を最少催行人員といたします。

○添乗員について……………視察旅行につきましては、コースにより添乗員が同行いたします。

○個人情報の取扱いについて

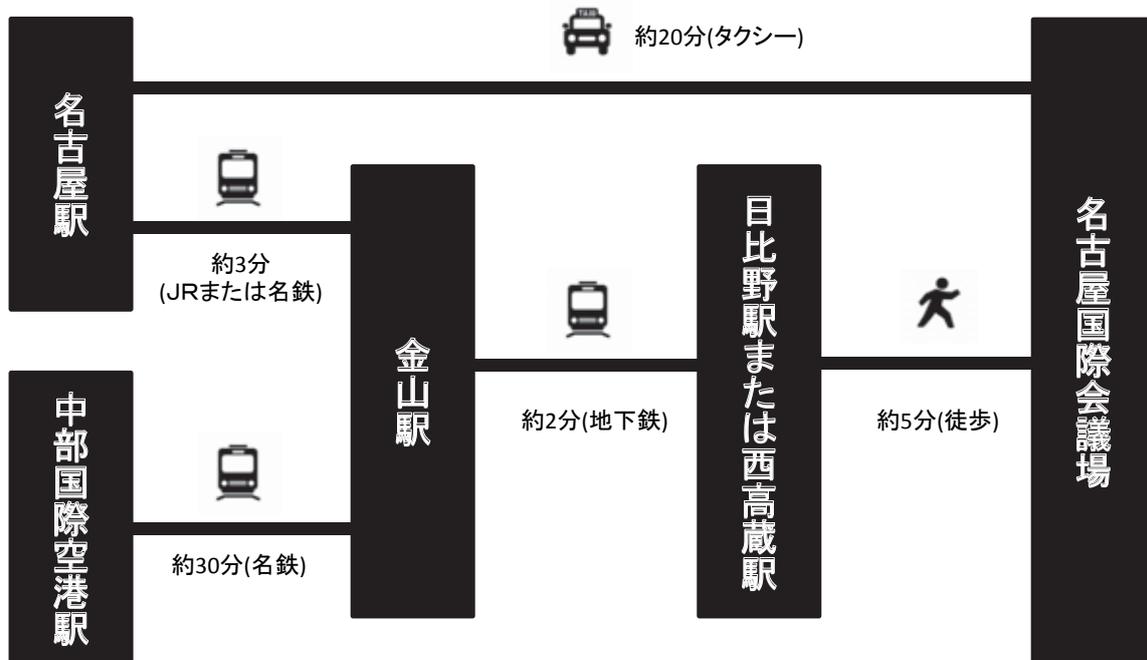
名鉄観光サービス株式会社は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、全国身体障害者施設協議会事務局の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について<http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>

会場までの交通アクセス

【JR名古屋駅・中部国際空港駅からのアクセス】



【JR名古屋駅より】

タクシー ■ JR名古屋駅から約20分
料金: 約2,000円

電車 ■ 名古屋駅から金山駅で乗り継ぎを行い、日比野駅または西高蔵駅で下車。所要時間約15分(乗り換え含む)
日比野駅または西高蔵駅から徒歩5分。
料金: 約370~390円(JR利用か名鉄利用の場合で料金に違いがございます)

【中部国際空港より】

電車 ■ 中部国際空港駅から金山駅で乗り継ぎを行い、日比野駅または西高蔵駅で下車。所要時間約35分(乗り換え含む)
日比野駅または西高蔵駅から徒歩5分
料金: 約1,370円(特急利用の場合)

【大会会場】

名古屋国際会議場

〒456-0036 愛知県名古屋市熱田区熱田西町1番1号

TEL 052-683-7711 FAX 052-683-7777

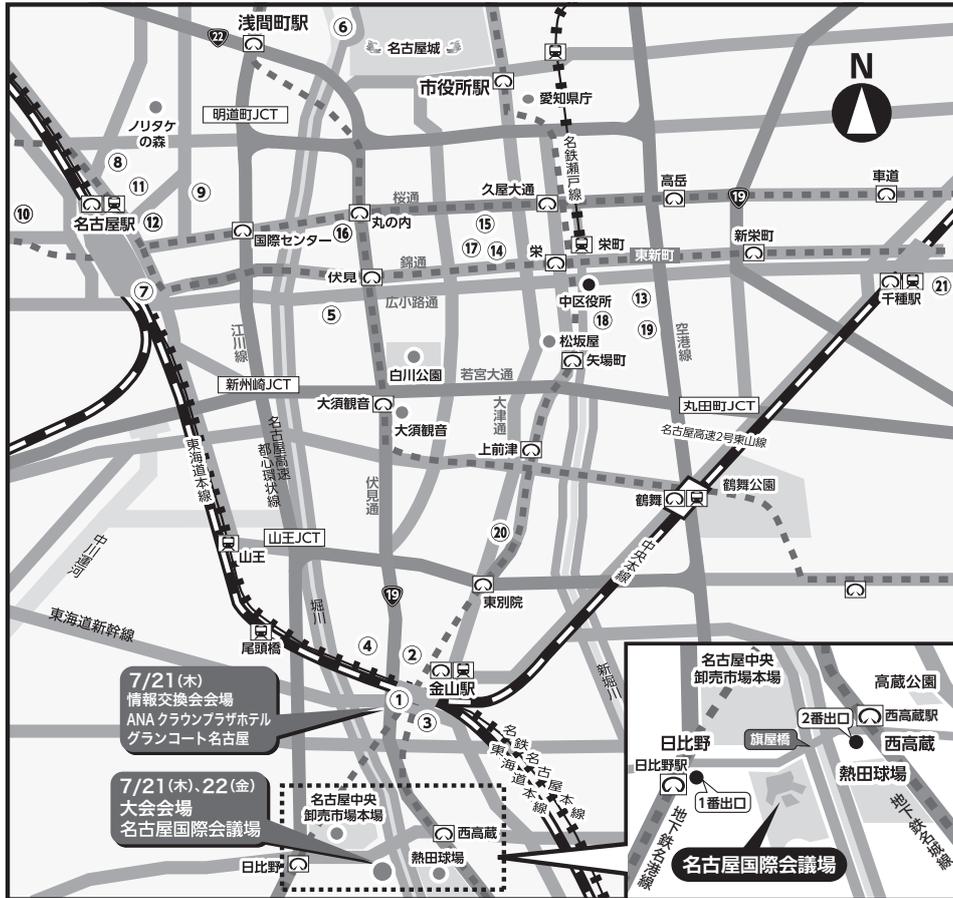
【情報交換会会場】

ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

〒460-0023 愛知県名古屋市中区金山町1丁目1-1

TEL 052-683-4111 FAX 052-683-4121

ホテル案内図



地図記号	ホテル名
1	ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋
2	名鉄イン名古屋金山
3	サイプレスガーデンホテル
4	名古屋金山プラザホテル
5	名古屋クラウンホテル
6	ウェスティンナゴヤキャッスル
7	名鉄グランドホテル
8	名鉄イン名古屋駅前
9	名鉄イン名古屋桜通
10	チサンイン名古屋
11	ホテルサンルートプラザ名古屋

地図記号	ホテル名
12	名古屋駅前モンブランホテル
13	名古屋東急ホテル
14	東京第一ホテル錦
15	名鉄イン名古屋錦
16	ホテルウイングインターナショナル 名古屋
17	ホテル名古屋ガーデンパレス
18	ホテルザ・ビー名古屋
19	ホテルルートイン名古屋栄
20	ホテルルートイン名古屋東別院
21	ホテルルートイン名古屋今池駅前

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内での旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款 募集型企画旅行契約の部によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受け、当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込みを添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約時では契約が成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) ウェイティングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
(ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約が成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(ウ) 旅行契約は当社(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。
(エ) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(オ) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。
(カ) 当社は、(6)のお待ちいただける期間までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しします。
(キ) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して責任を負い、又は将来負うべき予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始前においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- (4) 妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮（車イスの手配等）を必要とする場合は、旅行申込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきますが、日程の一部変更やお断りする場合もあります。
- (5) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は療養が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (6) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- (7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- (8) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (9) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると当社が判断した場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (10) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日までに御覧いただけます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡しし期間内であってもお高いお申し出は、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
(2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
(ア) 「追加代金」
 - a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
 - b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
 - c. グリーン車追加代金等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金
 - d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
 - e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
 - f. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ) 「割引代金」
 - a. トリプル割引代金等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
 - b. 子供割引代金等年齢その他の条件による割引代金
 - c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。)
(ア) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）
(イ) バス代金、ガイド代金、入場料等の観光代金
(ロ) 宿泊代金及び税・サービス料
(ハ) 食事代金及び税・サービス料
(ニ) 団体行動中の心付け
(ホ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
(ヘ) その他「パンフレット等」で含まれる明示したもののほか
(2) (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- (1) 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
(ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
(イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
(ウ) クリーニング料金、電報電話料金、ホテルのボーイメイド等へのチップ、その他追加飲食等個人の性質の諸費用、及びこれらに伴う税・サービス料
(エ) 傷害・疾病に関する医療費
(オ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
(カ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(キ) 空港旅客施設使用料（パンフレットに明示したものを除きます）

9. 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切ありません。
(ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に、お客様に通知します。
(イ) 当社は、(ア)の定める通常運賃・料金的大幅な減額がなされる場合は、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(ウ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
(エ) 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加し減少したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(オ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後、当社の責任を負うべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとり様につき10,000円・税別）と共に当社にご提出していただきます。

- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けします。また、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
(ア) (イ)に掲げる旅行契約以外のコース

解除の期日	取消料（おひとり）
イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日（日曜日旅行にあつては10日）に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前日までに当たる日まで	旅行代金の30%
ハ. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ. 旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ. 無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

- (イ) 貸切船舶を利用するコース
当該船舶に係る取消料の規定によります（パンフレット等に記載します。）。
- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
(ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであることに限りません。
(イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
(ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
(エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日）まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで）までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
(オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の実施が不可能になったとき。
(3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
(4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
(2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったこれらを支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(ア) お客様が、当社があらかじめ明示している性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
(イ) お客様が病気を必要ない助助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めたとき。
(ロ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めたとき。
(ハ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
(ニ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日（日曜日旅行については3日）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
(ホ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のうちに、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが高極めて大きいとき。
(ヘ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。
(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
(ア) お客様が病気を必要ない助助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
(イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者の不在その他の事由、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
(ロ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
(ハ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。
(2) 解除の効果及び払戻し
(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらから支払うべき取消料、違約金その他の他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前以降の解除による払戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(イ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けまます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更すべき旨の指示が生じたときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に着く(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りこの手配に応じます。この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が変更になります。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していたときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外国の入出国規制、伝染病による隔離又はこれらために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故
 - (オ) 食中毒
 - (カ) 盗難
 - (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮

21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、飲病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー、搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)等搭乗、ジャロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の行程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した範囲に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときからは募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づき責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するもの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
 - (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
 - (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
 - (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
 - (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
 - (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23.旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)～(ウ)～(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
 - (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
 - a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 - b. 戦乱
 - c. 暴動
 - d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - g. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
 - (イ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであること。
 - (ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
 - (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 お支払い対象旅行代金 補償金の額 = 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面にツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間に変更が生じたときは、それぞれに変更された旅行サービスの内容と内容と間に変更が生じたときは、それぞれに変更した1件として取り扱います。
注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注4) 第9号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊中複数発生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社が提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25.通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話・郵便・ファクシミリ」その他の通信手段による旅行のお申込みを受け付けさせていただきます。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取付取扱を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の契約に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
 - (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
 - (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26.その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にこの依頼された場合とそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物取回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加したことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初予定であったマイレージサービスが受けられなくなっても、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過で当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合で、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際に提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のため運送・宿泊機関等の提供に必要なサービスの手配及び受領のための手配等に利用させていただきます。ほか、必要範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の個人データを免税店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗前航空便名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することが停止して提供いたします。なお、これらの事業者への個人データ提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

第40回全国身体障害者施設協議会研究大会

【開催日】平成28年7月21日(木)～22日(金)【申込締切日】平成28年6月10日(金)
 【申込先】名鉄観光サービス株式会社 西尾支店【FAX】0563-57-5150

担当：「第40回全国身体障害者施設協議会研究大会係」・・・白川、古橋、鈴木、太田 TEL:0563-57-5158
 住所：〒445-0851 愛知県西尾市住吉町4-18(名鉄西尾駅構内) 営業時間：月～土9:30～18:00(日・祝日は休業)

旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関・保険会社等への個人データの提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

変更・取消	変更	取消
-------	----	----

当社記入欄	No.	登録	発送
-------	-----	----	----

都道府県	〒	会施設設名 (所属)	(フリガナ) 連絡担当者
住所 (書類送付先)	〒		TEL
			FAX

No	(フリガナ) 氏名	役職名	大会参加 ① 会施設設職員 ② 会施設設以外の役職員 ③ 行政担当者・社会福祉協議会担当者	情報 交換会 (7/21)	昼食 弁当 (7/22)	宿泊(第2希望までご記入ください)※2				視察旅行		備考欄	
						7/20 前泊	7/21 当日泊	7/22 後泊	第1希望	第2希望	同室希望者 (ツイン連泊時)		同室希望者 (B.コースの方)
記入例	(アイチ タロウ) 愛知 太郎	施設長	①	○	○	○	○	—	1-S	2-S	禁煙・喫煙 希望	A	
1											禁煙・喫煙		
2											禁煙・喫煙		
3											禁煙・喫煙		
4											禁煙・喫煙		
5											禁煙・喫煙		

お申し込みについて

- ①大会参加のみの場合でも、当申込書によりお申し込みください。
- ②6名以上で参加される場合は、当申込書をコピーしてお申し込みください。
- ③お申し込み後の変更・取消につきましては、当申込書を上書き訂正の上、用紙右上の「変更・取消」欄に日付と該当する項目に○印をつけて、FAXにてご連絡ください。
- ④宿泊の予約は先着順とさせていただきます。ご希望に添えない場合もございますので、必ず第2希望までご記入願います。

注意事項

- ※1 宿泊のお申し込みについては、宿泊希望日に○印を、ご希望ホテルを申込記号にて第2希望までご記入ください。
 禁煙・喫煙のご希望がある場合は、どちらかに○印をご記入ください。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
 ツインをご希望の方は、同室希望者名をご記入ください。

●申し込み内容に変更や取り消しなどで、返金が生じた場合にご記入ください

《変更・取消の場合の返金先》

金融機関名： _____ 銀行
 支店名： _____ 本店・支店
 口座番号： 普通・当座 _____
 フリガナ _____
 口座名義： _____

【通信欄】